

三 指定盲児施設（指定施設基準第一条第七号に規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。）又は指定難聴幼児通園施設（同条第九号に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。）又は指定施設支援（法第七条第五号に規定する盲ろうあ児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、指定施設支援を受ける障害児の数が同表の中欄に掲げる基準に該当する場合には、盲ろうあ児施設給付費については、同欄の下欄に掲げる数により算定する。

施設の区分	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める盲ろうあ児施設給付費の算定方法
指定盲児施設又は指定ろうあ児施設	指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない指定盲児施設又は指定ろうあ児施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える指定盲児施設又は指定ろうあ児施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	障害児施設給付費に百分の七十を乗じて得た単位数を算定する。費用額算定基準の例により算定する。
指定難聴幼児通園施設	平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定難聴幼児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 入所定員が三十人を超えない指定難聴幼児通園施設 入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二) 入所定員が三十一人以上の指定難聴幼児通園施設 入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 指定難聴幼児通園施設の日々の障害児の数が、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合 (一) 入所定員が十五人未満の指定難聴幼児通園施設 入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二) 入所定員が十五人以上五十人以下の指定難聴幼児通園施設 入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (三) 入所定員が五十人を超える指定難聴幼児通園施設 入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に十を加えた数に五を加えて得た数を超える場合 平成二十年四月一日以降 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定難聴幼児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 指定難聴幼児通園施設の日々の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合	障害児施設給付費に百分の七十を乗じて得た単位数を算定する。費用額算定基準の例により算定する。

四 指定肢体不自由児施設（指定施設基準第十条に規定する指定肢体不自由児施設をいう。以下同じ。）又は指定肢体不自由児療護施設（同条第十二号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。以下同じ。）又は指定施設支援（法第七条第六号に規定する肢体不自由児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、指定施設支援を受ける障害児の数が同表の中欄に掲げる基準に該当する場合には、肢体不自由児施設給付費については、同表の下欄に掲げる数により算定する。

施設の区分	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める肢体不自由児施設給付費の算定方法
指定施設支援	指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	障害児施設給付費に百分の七十を乗じて得た単位数を算定する。費用額算定基準の例により算定する。
入所による指定施設支援	指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合 (1) 入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設が一日の障害児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合	障害児施設給付費に百分の七十を乗じて得た単位数を算定する。費用額算定基準の例により算定する。
通所による指定施設支援	平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設の日々の障害児の数が、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合 (一) 入所定員が十五人未満の指定肢体不自由児施設 入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二) 入所定員が十五人以上五十人以下の指定肢体不自由児施設 入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (三) 入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設 入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に十を加えた数に五を加えて得た数を超える場合 平成二十年四月一日以降 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2) 指定肢体不自由児施設又は指定肢体不自由児療護施設の日々の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 入所定員が十五人未満の指定肢体不自由児施設 入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 (二) 入所定員が十五人以上五十人以下の指定肢体不自由児施設 入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 (三) 入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設 入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に十を加えた数に五を加えて得た数を超える場合	障害児施設給付費に百分の七十を乗じて得た単位数を算定する。費用額算定基準の例により算定する。